

表1 問題の適否

問題	検討内容
<p>午前46 27歳の女性。主婦。28歳の夫との2人暮らし。夫とともに不妊症の検査目的で受診した。結婚後2年間は避妊をしていた。子どもが欲しいと思い避妊をやめて3年経つが妊娠しないという。</p>	<p>不妊時の心理的特徴について問うている問題である。不妊の心理的特徴としては、検査や治療によりそれぞれの段階があり、体験している現象においてもそれぞれに特徴がある。それぞれ、①不妊の気づきの段階②不妊の受けとめの段階③不妊治療専念の段階④不妊治療から離れる段階の4段階がある。それぞれの特徴を以下に記す。</p>
<p>(問題44) 月経周期は30日、持続は1週間。量は多めで最近月経痛が強い。慢性疾患の既往歴はない。23歳のときにクラミジア頸管炎で治療を受けた。実母は一度自然流産している。嗜好品はたばこ10本/日、コーヒー5杯/日。身長160cm、体重61kg。持参した過去3か月間の基礎体温表では二相性を示し、高体温は14日続いていた。アセスメントは回答1.不妊の原因となる病歴がある。5.嗜好品の摂取量に問題がある。</p>	<p>①は避妊もせず子どもをつくることを考えていても子どもができないと思い始める時期。 ②努力しても妊娠しない場合、医療機関を訪れる段階が来る。この時期は不妊の原因を追究し、問題が明らかになる。情緒的にもショックや否認、怒り・悲哀を感じ性アイデンティティの拡散といった問題も生じる。不妊である自己を認めていく段階。 ③不妊を認め、子どもをつくるための治療に専念し始める時期。希望と失望を繰り返し、無力感、スティングマ、焦燥感を感じたり、徐々に社会からの孤立感を感じる。 ④不妊治療により運よく妊娠・出産し、児を得ることができればよいが、この延々と続く治療にいずれは終止符を打つ時期がある。妊娠するという不確かな状況から自由になり、人生の目標を考え始め、普通の人生に戻る時期としているが、なかにはどうしても断ち切れず再び治療に戻ってくる人も存在する。</p>
<p>(問題45) つぎの外来受診時に女性は検査結果を聞いた。精液検査に異常はなかった。頸管粘液検査は牽糸性が10cm。Huhner試験の結果、侵入した精子数は13個だった。超音波診断法で排卵前の卵胞の発育は18mm、子宮と卵巣とに形態の異常を認めなかった。子宮卵管造影法で右卵管に比し左卵管が狭かった。ホルモン検査の結果は正常であった。検査結果の評価は回答4.卵胞の発育は正常である。</p>	<p>③不妊を認め、子どもをつくるための治療に専念し始める時期。希望と失望を繰り返し、無力感、スティングマ、焦燥感を感じたり、徐々に社会からの孤立感を感じる。 ④不妊治療により運よく妊娠・出産し、児を得ることができればよいが、この延々と続く治療にいずれは終止符を打つ時期がある。妊娠するという不確かな状況から自由になり、人生の目標を考え始め、普通の人生に戻る時期としているが、なかにはどうしても断ち切れず再び治療に戻ってくる人も存在する。</p>
<p>問題46 女性検査結果を聞き終わると「思い切って受診して良かったです。夫婦で、将来について真剣に話し合います」と話した。女性の心理的特徴で正しいのはどれか。 1.不妊かもしれないと気づき始める段階 2.不妊の原因を受け止める段階 3.治療に専念し始める段階 4.治療から離れる段階</p>	<p>これらの心理的特徴に当てはめて考えると、③の「不妊を認め、子どもをつくるための治療に専念し始める時期。」から選択肢3を選ぶことができる。しかし、この状況設定では、医療機関に受診し、不妊の原因を追究し今後について話し合いをしようとしていることを考えると、選択肢2が間違いとは言えない。 よって不適切問題とした。</p>
<p>午後46 出生後5分、Apgar(アプガー)スコアは8点であった。児の右上肢に運動麻痺を認める。鎖骨骨折はなく、呼吸に伴う胸郭の引導に左右差を認めない。障害されている部位はどれか。 1.第1-2頸椎 2.第3-4頸椎 3.第5-6頸椎 4.第7-8頸椎 5.第1-2胸椎</p>	<p>分娩損傷による腕神経叢麻痺に関する設問である。腕神経叢麻痺は腕の一部、あるいは腕全体の麻痺で、腕神経叢の神経線維が損傷されることによって起きる。よって障害されているのは頸椎ではなく頸神経である。(頸椎は第7頸椎までである。) また設問では右上肢に関して問うているが、上肢は上腕、前腕、手指を含むと定義される。上腕の拳上が障害されるエルブ麻痺は、第5-6頸神経の損傷が原因となる。また、手指の運動が障害されるクルンプケ麻痺は、第7-8頸神経および第1胸神経の損傷が原因となる。よって選択肢の頸椎・胸椎が頸神経・胸神経であったとしても3,4,5のいずれの選択肢を選択しても誤りではない。 以上より、設問自体が不適切であり、不適切問題とした。  ・森恵美 (2010)『系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学各論 母性看護学2』第11版 医学書院 p400</p>

【その他】

午前問題3について、総務省の「性同一性障害の取り扱いの特例に関する法律」についてを確認したところ、1. 20歳以上であること 2. 現に婚姻をしていないこと 3. 現に未成年の子がないこと 4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること 5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること とある。  
解答の選択肢に法律の文言として「現に」という語が付されていないのは気になることである。この法律は最終改正まで未施行法令として、平成二十三年五月二十五日法律第五十三号(未施行)、つまり、附則として新非訟事件手続法の整備を待っての開始として平成23年5月25日以降の施行と思われる。  
したがって、国家試験の問題として採用するには時期尚早と考える。